小値賀町議会第2回定例会9月会議 (第2日目)

1、出席議員 10 名

1		番	近	藤	育	雄
2		番	松	屋	治	郎
3		番	宮	﨑	良	保
4		番	末	永		朗
5		番	土	JII	重	佳
6		番	小	辻	隆治	郎郎
7		番	浦		英	明
8		番	岩	坪	義	光
9		番	伊	藤	忠	之
1	O	番	$\frac{1}{\sqrt{1}}$	石	隆	教

2、欠 席 議 員 な し

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した 者は、次のとおりである。

> 町 三 長 西 浩 長 良 副 町 谷 教 育 長 浦 幸一 郎 会 計 管 理 者 大 夫 田 総 務 課 長 中 Ш 也 住 民 課 長 吉 元 勝 信 福祉事務所長 村 敏 彦 植 産業振興課長 之 西 村 久 産業振興課理事 孝 三 尾 崹 產業振興課理事 永 井 克 宜 設 課 升 建 長 水 司 裕 建設課理事 子 蛭 晴 市 診療所事務長 近 藤 進 農業委員会事務局長 脇 也 熊

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長尾野英昭議会事務局書記岩坪百合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会9月会議(通年議会、試行中) 平成26年9月10日(水曜日) 午前10時00分 開 議

第	1	会議録署名議員指名 (岩坪義光議員 ・ 伊藤忠之議員)
第	2	議案第56号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例案
第	3	議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第	4	議 案 第 5 7 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
第	5	議案第58号 小値賀港ターミナルビル条例を廃止する条例案
第	6	議案第66号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
第	7	議案第59号 平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)

午前 10 時 00 分開議

議長(立石隆教) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番・岩坪義 光議員、9 番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第2、議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) おはようございます。

それでは議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明をいたします。

改正の理由としましては、上位法律の改正に伴う項ずれの調整、時間外勤務 代休制の明確な定義付けに関連する振替代休の条文の改正、組合休暇の廃止が 主なものでございまして、参考に新旧対照表を添付しておりますが、第 1 条は 引用する地方公務員法の改正に伴いまして、第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に 変えるものでございます。

次に第10条は、休日勤務に対し、振替代休を取ることができる規定でございますが、法律の引用にかかる文言の調整と、時間外勤務代休時間との区別を明確にするためのものでございます。

第 11 条及び第 16 条は休暇の種類でございまして、以前から名称だけ残っておりました組合休暇については、国・県の指摘や現状に照らし合わせ削除するものでございまして、17 条以降は 1 条ずつの条の繰上げでございます。

以上、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、適正なご決定 を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

7番(浦 英明) こういった条例の改正の折にですね、職員の給与の改正でありますから、職員等の意向を聞いて決めるかとは思うんですけども、そのような時に何か腑に落ちない、これはちょっとおかしいんではなかろうかと、そういうふうなことはなかったのでしょうか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

職員のこういった給与、勤務時間、休暇等に関する条例と福利厚生その他につきましては、国家公務員の法律と地方公務員の法律とがございまして、基本的には国家公務員の法律が先に変わりまして、次に地方公務員法が変わると。そういったことに関連して、各自治体のそういった条例関係が整備されるというふうな格好になっておりまして、この辺については国よりも手厚いものについては、まず基本的に非常に厳しい指導がございます。また逆に、国の求める方向と遅れ過ぎていても、これもまた厳しい指導が入るというふうな格好になっておりまして、ほぼ大体横あわせで、勤務条件、休暇等は決めざるを得ないような状況になっております。そういうことで、職員の要望とかそういったもので作りこむとか、そういうようなことではございません。小値賀町におきましては特に職員組合というものがございませんので、そういった自治労なり何なり、そういった組合との交渉とか要求とかいうようなこともございません。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 先日議長も言われましたけども、我々、委員長研修会に行きまして、前の鳥取県知事の片山先生ですかね、あの人から言われたのをちょっと思い出してるんですけどね。それというのが、これは埼玉県議会だったですかね、そこの首長が職員の給与に削減に対する条例を出したと。それを一応、決めて、職員が辞めていったと。それで大騒ぎになったと。何でかと言いますと、1月で辞めた場合は退職金を満額支払うと。3月に辞めた場合は150万円ほど削減すると。そういうことで沢山辞めたと。こういうことで大騒ぎになったということですけども、それを決めた議員も失敗だというふうに、我々もたしなめられました。そういうことで、国から緊急に来るようなそういった条例については、よく読みこんでちゃんと精査をして通しなさいと。そういった悪しき条例については駄目ですよ、というふうにたしなめられましたので質問してるわけですけども。まあ答弁された内容であればそれでいいかと思いますけども、念のために確認のためにもう一度尋ねます。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 今、浦議員がおっしゃったのは確か退職金制度の見直しだったかと思います。それにつきましては埼玉県だけの問題ではなくて、日本全国そういった話になっておりまして、当然、小値賀町の退職金につきましても一部事務組合でやっておりますので、総合事務組合でやっておりますので、長崎県内ほぼ同じ状況でやっております。そういったことで、急激な変化に関しましてはそういった大きなトラブルも発生する恐れがありますので、そういった時にはまた総合事務組合でも、いろいろな激変緩和の措置とかそういったものをまた話し合う機会がございますので、そういったものも合わせまして慎

重に対応したいと思います。

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石降教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町長(西 浩三) 議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明いたします。

改正の理由としましては、先程と同様、上位法律の改正に伴う項ずれの調整、 関連する条例改正に伴う調整、平成 18 年給料表の職務の級の切り替えの際に規 定しておりました現給保障制度の廃止でございます。参考に新旧対照表を添付 しております。

第1条は、引用する地方公務員法の改正に伴う項ずれで、第24条第6項を第24条第5項に変えるものでございます。

第11条は、先程職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 案をご審議いただきましたが、組合休暇の削除に伴い、引用部分をこれも削除 するものでございます。

附則の第 10 項は、平成 18 年に職務の級の切り替えという大きな改正がありましたが、給料が下がる場合に現在の給料、現給を保障する第 6 項の経過措置を設けていたものを、必要がなくなりましたので廃止するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なるご決定 を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

一 休 憩 午 前 10 時 10 分 一

一 再 開 午 後 10 時 13 分 一

議長(立石隆教) 再開します。

町 長

町長(西 浩三) 提案理由の中でですね、第 6 項の経過措置の問題でございますけども、これは私はそのまま「廃止する」ということで申し上げましたけども、これは実質的な廃止になるということで、「実質、廃止するものでございます」というふうに、提案理由を訂正をさせていただきたいと思います。

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 57 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第57号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改

正する条例案の提案理由をご説明いたします。

改正の理由としましては、先程と同様、上位法律の改正に伴う項ずれの調整でございまして、第1条で引用する地方公務員法の改正に伴いまして、第24条第6項を第24条第5項に変えるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 58 号、小値賀港ターミナルビル条例を廃止する条例案を議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町

長

町長(西 浩三) 議案第58号、小値賀港ターミナルビル条例を廃止する条例 案の提案理由を申し上げます。

本条例は昭和 51 年度に建設された鉄筋コンクリート造り 2 階建て 518.28 平 米の建物、旧ターミナルの設置条例として制定されたものでございますが、現 在実施中の小値賀漁港耐震化工事に支障があるため、長崎県と補償契約を締結 したあとにビルを解体、撤去することにしております。そのため、設置条例の 廃止をするものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

9番(伊藤忠之) この旧ターミナルはですね、今回、耐震化工事において支障が出るということで廃止になりますけども、あの工事が全て終わった後で、例えば抜港とか何とかのフェリーをつけやすくするための施設としての、新しい、今のターミナルじゃなくて、取り壊した後のターミナルの建設は考えてないんですか。お伺いします。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) 今のところ、そういう計画はないというふうに聞いております。

議長(立石隆教) 伊藤議員

9番(伊藤忠之) 今のところは考えてないということなんですけども、さっきも質疑しましたとおりに、抜港なんかでですね、どうしても乗客が乗り降りがこっちのほうに回ってきた時に、ちょっとした乗客の乗り降りの切符売りとかですね、確認のためのあれで、結局ターミナルはいくらか要るんじゃないかと思いますけども、これに関して、県の今の耐震化工事は何年ぐらいかかるんですかね。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

今の部分の旧ターミナルを解体したあとのあそこのヤードについては、大体 平成29年ぐらいには完成しますけれども、そのあとにまだ耐震としまして、あ そこに通ずる道路等の工事が出てきますので、一応、そういう計画でなってお ります。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 耐震化工事で旧ターミナルビルを解体するということなんですけども、以前、我々議員が九商に行った折に、何で抜港が増えるのかといった質問をしたところ、担当者がですね、今の新ターミナルはつけにくいと。旧ターミナルのほうが抜港は少なくなるだろうというような意見でした。そのことを県に確か持って行ったと思います。その折に県の担当者がですね、漁港の耐震をするからその折にでもやろうというような話、旧ターミナルでじゃなくて漁港施設をきれいにすると、新設するというような話でした。可動橋がまた新設されましたけども、その流れの中でやってるのかなというふうに、私は思いましたけども、これについてはいかがでしょうか。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

既存の新ターミナルのほうの港がつけにくいという話はありますけれども、 今のところですね、旧ターミナルのほうの解体等が今から進みますけれども、 今から一応、九州商船、県も含めてそこら辺の抜港の時の臨時的な発着の場合 の、そういう待合的なものについても今後、検討していきたいというふうに思 っております。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 今、建設課長のお答えでしたけども、これは首長が一応絡んできますんで、首長は結局、旧ターミナルについては解体をするけども、今、新ターミナルについては考えていないという町長の意見でしたけど、そういう経緯のもとでは新ターミナルを造らんばいかんのかなというような我々の考え、建設課長の考えですけども、町長はいかがですか。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) ちょっと話がわかりづらいんですけども、要するにですね、旧ターミナルのところはいずれ、今の新ターミナルも老朽化していきますんで、いずれは引越しをせんばいかん時も来るだろうとは思います。そん時に新たに作るということになるのかなと思いますけども、当分の間、この抜港の原因がですよ、本当に港が悪いのか、それについては我々もかなり疑問に思ってます。それで野母商船が今度新しい船を造りましたら、着岸装置についてもすばらしい装置が付いておりますので、野母商船の船がもし抜港せずにつけられる状態になってあれば、それは船のせいだったのじゃないかというふうなこともありますんで、そこら辺は野母商船のフェリー太古、新船の抜港の状態、そこら辺も研究していく必要があるというのが、今の私の考えでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、小値賀港ターミナルビル条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、小値賀港ターミナルビル条例を廃止する条例案は、 原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第66号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について、 提案の理由を説明いたします。

過疎計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の中の準用規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容としましては、地域福祉センターのエレベーター改修事業、ふれあいプラザ空調機器改修事業の2点でございまして、維持補修にかかるものについては従来過疎債の対象にならなかったものが、大規模なものについては対象となるということで、今回、追加するものでございます。工事自体の予算については既に議会の承認を受けて、ふれあいプラザの空調については既に完了しております。エレベーター改修についても既に着手しているところでございますが、計画変更について県と事前協議をする必要がありまして、それをしまして、このほど同意の回答をいただきました。今ごろ計画に上げるということで、違和感も持たれるかと思いますが、実務面で過疎債を借り入れる際には過疎計画に計上されていなければなりませんので、これから県の過疎債の借り入れ同意をいただく前に、議会の変更承認をいただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 计 議 員

6番(小辻隆治郎) 今、町長がお答えになったようにですね、過疎計画に載せてから過疎債を使うというのが本来の筋だろうと思うんです。ただ、何で県がその後に過疎債が使えますよというような事情になったのか、今後もこういう事例が出てくるのか、お伺いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

今、議員が質問された件ですけれども、空調設備の改修やエレベーターの修繕というのは、本来であれば維持補修の分野でございますので、一般的には適債性という問題では、従来、非常に厳しいものがありましたけれども、過疎の

法律の見直し等で、そういったものに対して過疎債ソフトが制度としてできた時に、そういったものについても拡充をされてるということで、その件につきまして私どもも最初、単独しかないかなと考えていたんですけども、県にいろいろ話したりして、大規模なものについてはどうか分からんけれども、一応、申請をしてみたらどうかというような話もございました。そういう中で、ハード事業でありながら過疎債ソフト分が充当されているのかなというふうに考えておりますけれども、そういったものがここ 1、2年ですね、認められるケースがあるというふうな状況になったものですから、今回の計画に上げさせていただきました。

極力、計画の段階でそういったものを計画に入れるようにするように努力しておりますけれども、場合によっては予定よりも急激にそういうような大規模な改修とかなった時等に、そういう変更が生ずることはあろうかと思います。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

近藤議員

1番(近藤育雄) 少し文言の説明をお願いしたいんですけども、ふれあいプラザの関係です。ふれあいプラザのオープン当時から始まる赤字のほうのですね、最後のほう。「快適な利用環境の提供」というのは分かるんですけども、そのあとの「図書館エリアの適切な蔵書管理を図る」と書かれております。図書館エリアというのは、あそこは旧幼稚園ですから、学習室が3つほどありますけど、それを除けた図書館エリアということを言ってるんでしょうか。それと「適切な蔵書管理を図る」。具体的にちょっと説明をお願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

図書につきましては、やっぱり湿気等を非常に嫌うということもございますので、そういったふうに空調が入ることで湿度調整ができると。そういうことで、蔵書の管理が適切になるというふうに解釈します。図書館エリアですから、本があるところというふうな意味合いでそういう表現にしているかと思います。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、 原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町

長

町長(西 浩三) 議案第59号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

予算書1頁第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,993万円を増額し、補正後の一般会計予算総額を29億7,897万円とするものでございます。歳出補正の主なものとしましては、説明書15頁、3款・民生費、1項・社会福祉費で、4月から福祉事務所を独立させておりますが、職員の人件費については当初予算のままになっておりましたので、費目の変更を行っております。同じく第3項・生活保護費で約2,000万円の追加計上でございます。

その他 18 頁、5 款・農林水産業費、1 項・農業費、3 目・農業振興費で 27 年度建設を予定されております農産物加工場の設計委託費 900 万円、3 項・水産業費、5 目・漁港建設で旧ターミナルのビルの解体費 2,900 万円の追加計上が、増額の主なものでございます。

そのほか、工事が完成し、精算が可能となったものや、決算見込みによる一般会計からの繰出金の減額補正等を計上しております。

その財源であります歳入では、説明書 9 頁、9 款、1 項では、普通交付税が確定しましたので、現計予算との差額 2,257 万円を追加計上しております。10 頁 13 款・国庫支出金で生活保護費負担金、補助金合わせて 1,620 万 7,000 円の計上。11 頁の 17 款・繰入金では、1 億 7,190 万円を取り崩しておりました 1 項・基金繰入金、2 目・振興基金繰入金を 1 億 2,465 万 5,000 円減額し、基金へ繰り戻し、補正後の 26 年度取り崩し額を 4,724 万 5,000 円としております。同様に6 目・地域福祉振興基金繰入金は全額 1,000 万円を繰り戻しております。19 款・諸収入、4 項、5 目・雑入では、行政報告でも述べましたように、旧ターミナルビルの移転補償費約 9,000 万円の計上でございます。12 頁、20 款、1 項・町債は、説明欄に記載のとおり、4,421 万 6,000 円を借り入れますが、なお、詳細につきましては、5 頁の第 2 表・地方債補正及び 32 頁をご覧ください。本年度末

の起債残高見込み額は、31億9,257万4,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたが、詳細については担当課長より説明 をいたさせますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願 いをいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳 入より概要をご説明いたします。

1 款・町税、1 項・町民税、1 目・個人は 285 万 2,000 円を増額し、補正後の町民税を 6,221 万 3,000 円としております。2 項、1 目・固定資産税を 286 万 5,000 円増額し、補正後の額を 7,284 万 3,000 円としております。3 項、1 目・軽自動車税を 28 万 9,000 円減額し、補正後の額を 716 万 3,000 円としております。

9款、1項、1目・地方交付税は普通交付税の額の確定で 2,257万円を補正し、補正後の額を 15 億 8,947 万円としております。

12 款・使用料及び手数料、2 項・手数料、4 目・土木手数料を 1,000 円計上 し、補正後の手数料を 1,112 万 2,000 円としております。

13 款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金は、1節・社会福祉費負担金で障がい者福祉関係の自立支援給付費負担金ほか 305 万 2,000 円、8節・生活保護費負担金 1,125 万円を補正し、1項・国庫負担金の額を1億 963 万 4,000 円としております。同じく2項・国庫補助金、1目・民生費国庫補助金、1節・社会福祉費補助金、緊急雇用創出特例交付金は県費への組替え、7目・総務費国庫補助金は、離島活性化交付金 50 万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 166 万 5,000 円の計上で、補正後の国庫補助金を1億 6,334 万 4,000 円としております。

14 款・県支出金、1 項・県負担金、2 目・民生費県負担金 152 万 6,000 円補正し、補正後の県負担金を 5,902 万 7,000 円としております。2 項・県補助金は 2 目・民生費県補助金 48 万 6,000 円、4 目・農林水産業費県補助金は、1 節・農業費補助金で、農地台帳システム改修事業にかかる機構集積支援事業費補助金 118 万 8,000 円計上。7 目・消防費県補助金 33 万 1,000 円計上。8 目・教育費県補助金 29 万 9,000 円減額し、補正後の県補助金を 1 億 8,831 万 2,000 円としております。

16 款、1 項・寄附金、1 目・一般寄附金 100 万円は、高齢者の健康管理にかかる備品等の整備のために寄附されたものです。

17 款・繰入金、1 項・基金繰入金、2 目・振興基金繰入金 1 億 2,465 万 5,000 円減額は、当初予算で取り崩して充当したものを普通交付税や地方債等の財源 と相殺し、元の基金に戻す予算措置でございます。3 目・まちづくり担い手育成 基金 70 万円を計上。6 目・地域福祉振興基金 1,000 万円を繰り戻し、補正後の 1 項・基金繰入金を 5,736 万円としております。同じく 2 項・特別会計繰入金、 3 目・介護保険事業特別会計繰入金を 346 万 5,000 円計上し、補正後の額を 346 万 7,000 円としております。

18 款、1 項、1 目・繰越金を 290 万 4,000 円減額、5,609 万 5,000 円としております。

19 款・諸収入、4 項、5 目、4 節・雑入は、小値賀港旧ターミナル移転補償料 9,049 万 6,000 円が主なもので、9,067 万円を補正し、補正後の額を 1 億 2,544 万 8,000 円としております。

20 款、1 項・町債、1 目・総務債は臨時財政対策債 631 万 6,000 円を増額。2 目・民生債は福祉センターエレベーター改修事業にかかる過疎債 890 万円の計上。4 目・農林水産業債は、1 節・農業債、新規就農者用ビニールハウス整備等にかかる辺地債 600 万円の計上。2 節・水産業債、漁港事業にかかる一般公共債 260 万円の減額。8 目・教育債は尼忠東店修復事業、ふれあいプラザ空調整備工事にかかる、いずれも過疎債で256 万円を計上し、補正後の町債を2億9,611 万 6,000 円としております。

歳出について申し上げます。

1款、1項、1目・議会費は職員人件費で 27万 8,000 円計上し、補正後の議会費を 5,994万 7,000 円としております。

2款・総務費、1項・総務管理費は、1目・一般管理費で異動に伴う人件費ほか出納室事務嘱託員の賃金の報酬への組替、庁舎イントラ環境リプレースにかかる工事費 200万円の計上、社会保障・税番号制度システムにかかる負担金 66万3,000円が主なもので、57万4,000円を計上し、2目・文書広報費は財源組替、3目・財政管理費は人件費で18万3,000円計上。5目・財産管理費は、宮崎町のUIターン住宅県有賃借料で27万円の計上。6目・企画費は離島活性化交付金を活用したソフト事業で、離島留学等調査研究事業で各節のとおり104万円を計上。11目・ふるさと創生事業費は、若者定住奨励金70万円を増額し、1項・総務管理費の補正後の額を3億2,509万8,000円としております。2項・徴税費、1目・税務総務費は、人事異動に伴う人件費が主なもので、598万8,000円補正し、2目・賦課徴収費は過誤納還付金27万6,000円を補正。補正後の額を2,789万円としております。3項、1目・戸籍住民基本台帳費を9万3,000円計上し、補正後の額を2,313万2,000円としております。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、人事異動に伴う 人件費が主なもので、922万8,000円を減額。3目・老人福祉費は高齢者の健康 に資する足こぎ車椅子等備品の整備で100万円計上。4目・障がい者福祉費610 万4,000円計上し、補正後の社会福祉費の額を3億3,920万7,000円としてお ります。2 項・児童福祉費は1目・児童福祉総務費で出生祝金を150万円計上。3目・児童福祉施設費8万2,000円を計上。補正後の額を7,059万円としております。3項・生活保護費、1目・生活保護総務費は人事異動に伴う人件費が主なもので453万2,000円計上し、2目・扶助費を1,500万円計上。3項・生活保護費の補正後の額を7,514万9,000円としております。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費は、人件費補正と特別会計決算に伴う繰越金と、一般会計繰入金の調整による繰出金の補正が主なもので 687 万円を減額。2目・予防費を66万3,000円減額。4目・健康増進費を63万円減額し、1項・保健衛生費の補正後の総額を1億7,599万円としております。2項・清掃費、1目・塵芥処理費を10万3,000円、2目・し尿処理費を14万2,000円増額し、補正後の清掃費の額を1億4,224万6,000円としております。

5款・農林水産業費、1項・農業費、1目・農業委員会費は、農地台帳システム改修委託料 118万8,000円を計上。2目・農業総務費は人件費で104万6,000円減額。3目・農業振興費は農産物加工場工事設計業務委託費が主なもので、943万1,000円計上。4目・畜産業費はかあちゃん牛導入事業補助金30万円を計上。1項・農業費の補正後の額を2億6,227万2,000円としております。3項・水産業費、1目・水産業総務費61万3,000円を計上。2目・水産業振興費、3目・水産施設費は、いずれも財源組替。5目・漁港建設費は、小値賀港旧ターミナルビル解体工事費ほか2,906万1,000円を計上。補正後の水産業費の総額を2億4,393万1,000円としております。

6款、1項・商工費、1目・商工総務費は、人事異動に伴う人件費補正で406万7,000円を減額。2目・商工業振興費は財源組替。3目・観光費は、観光パンフレット印刷代56万2,000円を計上。補正後の商工費の総額を9,501万6,000円としております。

7款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費は、人件費ほか178万1,000円を減額し、補正後の額を1億9,653万3,000円としております。3項・住宅費、1目・住宅管理費150万円を計上し、補正後の額を556万円としております。

8 款、1 項・消防費、1 目・非常備消防費は各節のとおり 61 万 5,000 円を計上。2 目・消防施設費を 10 万円計上。補正後の消防費を 7,618 万 2,000 円としております。

9款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費 51万5,000円を計上し、補正後の額を4,009万8,000円としております。2項・小値賀小学校費、1目・学校管理費は財源組替。2目・教育振興費を9,000円計上し、補正後の額を1,451万4,000円としております。6項、1目・幼稚園費を4万6,000円減額し、補正後の額を2,605万6,000円としております。7項・社会教育費、1目・社会教育

総務費を14万9,000円補正し、2目・公民館費を芸術文化事業取り止めにより60万円減額。5目・文化財保護調査費は財源組替。6目・図書館費は事業費精算により、671万1,000円減額。7目・世界文化遺産登録推進事業費は、野崎の文化財等の防災施設設計業務110万円が主なもので、38万5,000円を計上。補正後の社会教育費を1億6,790万円としております。8項・保健体育費、2目・学校給食費は財源組替でございます。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金、1 目・渡船事業特別会計繰出金を72 万 1,000 円減額し、補正後の特別会計繰出金を1,887 万 9,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・町 税

町税、ありませんか。

浦 議員

7番(浦 英明) 町民税ですね。これが 25 年度は見込み額なんですけど、私 が積み上げた額よりも少し増えておりますけども、まあ%にして 2.5%ぐらいで すかね。これで一応もう確定なのかお尋ねします。

議長(立石隆教) 住民 課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

町民税につきましては賦課が一応、終了しております。それの数字をもとに 今回、補正をさせていただいておりますけども、異動とかそういったものがあ れば再度調整をする必要がございますけども、現状での補正予算計上というふ うにしております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) これは消費税の還付等は関係ないと思うんですけども、ちょっとそれが分からないですからそれを聞きたいと思います。それとその下の滞納繰越の **121** 万 **5**,000 円の減額、これの内容もお尋ねします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

第 1 点の消費税の還付という部分につきましては、基本的には町民税には影響してきませんので、その分はこの補正の中には入れておりません。それから滞納繰越分の 121 万 5,000 円の減額でございますが、大変申し訳ございませんが、当初予算で県民税をですね、入れていたために、その分を減額させていただきたいというふうに思います。その分が 110 万 8,000 円というふうになりま

すので、それプラス若干の納入があったために、少し減ったという状況になります。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

町税、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第 9 款·地方交付税

地方交付税、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第12款・使用料及び手数料

浦 議員

7番(浦 英明) この手数料につきましては、屋外広告物ということであります。これは条例を設置しましたので、それに伴って今回上げたのかと思うんですけど、これ費目設置ということですか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

本来、当初予算で受け皿をこういうふうに作っておくべきだったんですけれども、ちょっとミスをしてまして、今度、一応、許可申請が出ておりますので、その分で出てきますので、一応その手数料を受けるために、今回上げております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 大体何件ぐらいあって、どのくらいぐらいの金額になるのか、 お尋ねをします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) 今のところ 1 件なんですけれども、看板の種類とか面積によって許可の手数料が決まっております。その 1 件分です。約 500 円入ってくる予定です。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

使用料及び手数料、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第13款・国庫支出金

宮崎議員

3番(宮崎良保) 生活保護費の負担金の1,125万入っております。支出で言っても1,500万程度のその生活保護費の補助費が入っておりますけども、昨年から比べて何軒増えたのか、伺います。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

保護世帯自体は現在 28 世帯で、昨年度と変わりはないんですけども、今回増えた原因としましては、2月、3月に病気や怪我によりまして 3人の方が入院しました。それと 6月、7月に精神関係で 3人が入院しましたので、その入院に伴う医療費の増ということで、それに対する国庫 4分の 3です。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

近藤 議員

1番(近藤育雄) 今の関連になりますけども、**28**世帯で昨年と変わらない保護世帯と言われたら、今年度になってから 1 軒も保護世帯は増えてないということですか。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

そうです。保護世帯は、入ったり廃止されたり新規になったりとかするんですけども、途中でそういうことがありますけども、実態としては28世帯で変わっていないっていうことです。今年度は今のところ1世帯もあっておりません。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

岩坪議員

8番(岩坪義光) 民生費国庫補助の中の社会福祉費補助。この中で緊急雇用 創出事業特例交付金、減額 31 万 5,000 円。当初は 31 万 5,000 円上がっておっ たと思うんですけども、この内容説明をお願いします。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

当初は緊急雇用創出事業特例交付金ということで、31 万 5,000 円上げてたんですけども、県補助金のほうに組替がありまして、そちらのほうで 48 万 6,000 円を計上しております。国庫の時には 31 万 5,000 円だったんですけども、事業費自体は 48 万 6,000 円の事業費なんですけども、県の補助金に変わったことによってですね、48 万 6,000 円いただけるようになっております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

浦 議員

7番(浦 英明) その下なんですけど、7目の社会保障・税番号制度システム補助金が 166 万 5,000 円、追加補正になってますけども、1 号でも 489 万 4,000 円ですかね、それだけ一応、計上されておるんですけど、今回追加補正した内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

この社会保障・税番号の制度のシステムっていうのは、ずっと動いてるんですけども、総務省管轄の補助金と厚労省所管の補助金というものがございまして、補正 1 号までにおきましては厚労省分野の補助金が未確定で、今回内示が出たもんですから、その分を計上しております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

国庫支出金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第14款・県支出金

浦 議員

7番(浦 英明) 8目の教育費県補助金ですね。29万9,000円減額しておりますけど、青少年劇場の開催の事業ということですけども、今回、全額減額しておりますけど、その内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 県のほうでは子どもたちの文化芸術活動の推進ということで、子ども舞台芸術観賞事業のひとつとして、青少年劇場開催事業というのを行っています。今回は 6 月 3 日に開催するようにしておりましたけども、悪天候のためにフェリーが欠航になったために中止となったものです。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) そしたら、これは来年度実施する予定ですか。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 来年度も実施するように予定しております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 決算の時に聞くのはちょっと控えないかんもんですから、この内容は主にどういった内容ですかね。具体的に、分かりませんか。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 音楽、演劇、それから古典芸能、そういうものが入っています。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

県支出金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第16款・寄 附 金

宮﨑議員

3 番(宮崎良保) この寄附金の 100 万円ですけども、高齢者施設整備として 寄附を受けたということでございますけども、その寄附の内容は、今、流行の ふるさと納税とは関係ないのでしょうか。伺います。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

この寄附金は高齢者用の足こぎ自転車等の購入に対していただいたもので、 ふるさと納税とは関係はございません。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

寄附金です。ありませんでしょうか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第17款・繰 入 金

7番(浦 英明) 当初予算の折にですね、充当するところの箇所を出してくださいということで資料はもらったんですけども、その資料を見てみて私なりに一応、チェックしてみたんですけど、なかなか探しきれなくてですね。やっぱり私も財政のプロじゃありませんので、そこら辺りをお尋ねしたいと思うんですけども。できましたら当初予算でそういった充当先の資料をもらっておりましたんで、今回も極端に言ったら、減額する内容については大変、額が多うございますから、そういった内容も示していただけたら助かったと思うんですけども、お尋ねをします。

浦

議員

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

浦議員のご指摘のとおり、私もずっとチェックをするのにちょっと手間取りましたんで、その分につきましては、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) これは歳出のほうで聞いたらいいかなと思ったんですけども、せっかくでございますので、私が積み上げてちょっと計算したところですね、 差額が一応、665 万 5,000 円、これだけちょっと合わないんですよね。と言いますのがですね、5 款、3 項の 2 目ですかね。いや、違うのか。どこだったかな。金額が合わないものですから、そこのところを分かりましたらお尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

665 万 5,000 円であればですね、アワビ種苗センターの運営費に充てているものをその分減額しております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) これは当初予算で充当した内容のですね、もらった資料を見てるんですけども、これはアワビ種苗センターについて充当したというふうな内容が、これ載ってないんですけども、私が間違いかどうか分かりませんけど、確認の意味で再度お尋ねします。

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

一 休 憩 午 前 11 時 5 分 一

一 再 開 午 前 11 時 18 分 一

議長(立石隆教) 再開します。

総務課長

総務課長(中川一也) 先程の浦議員のご質問ですけれども、大変申し訳あり

ませんでしたけれども、以前に配布していた分の款項目の目が 2 目になっていたかと思いますけれども、3 目の誤りでありまして、アワビ種苗センターの運営費にかかる分に充当していた分でございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第18款·繰 越 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第19款・諸 収 入

近藤議員

1番(近藤育雄) 歳出のほうでも聞ける項目なんですけれども、今一旦聞いときます。小値賀港旧ターミナルビル移転補償料 9,000 万ほど出てますけれども、移転補償料となると、基本的に移転の考えで出されたお金なのかということで、解体工事がたぶん歳出のほうで 2,900 万ほど支出されるんですけれども、6,000 万ほど余ることになりますよね。結局、移転補償料というからには、将来どこかに移転、もしくは建てれるようになってから建てるという構想のもとに出されたお金なんでしょうか。質問します。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

これは除却をする除却補償費なんですけれども、まずは、これは昭和 51 年度の工事でできた建築物なんですけれども、52 年の 3 月に完成をいたしております。その建築の構造とか今の建物をそのまま現在建てた時に、どのくらいの価値があるのかっていう推定工事費を出します。その推定工事費から耐用年数が何年経ってるんで、現在の価値としていくらあるのかっていう想定をします。その建物の価値と除却をする費用を含めて除却工事の補償費として出てきます。ですので現在、ターミナルとしては使ってませんけども、そのほかの、例えば建物を資産としてありますので、それの損失補償ということで、後で何を建てるとかそういうものは何も含まれてなくて、そのものの価値を除却費用を計算してこのお金が出ております。

議長(立石隆教) 近藤 議員

1番(近藤育雄) わかりました。そしたら余ったお金とかは返さなくていいんですかね。これは出所は県ですか。出所と余ったお金をどうするのか。うちがもらっていいのかということなんですけど。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

これは出所としましては県から出るんですけれども、これは実際、町が保有している価値がある建物なんですね。それが無くなるということで、それの損失補償ということでお金をもらうわけです。ですから、それが除却して無くなってしまえばそのお金を全額もらうわけですね。その後に何かを建てようとか、そのようなものは一切、この補償計算書の中には入っておりません。

例えば 9,000 万補償費をもらって、除却工事に 2,900 万程度、今、見てますけど、最終で見てますけども、余ったお金は返さんばいかんかっていうことはありません。それは町がそれだけ損失してるんですから、お金として町の歳入として入ってきます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

諸収入、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第 20 款・町 債

浦 議員

7番(浦 英明) 4目の農林水産業の2節の水産業債ですね。これで260万。 これを減額しておりますけども、この分は柳の漁港の分ですか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、これは柳漁港の車止め整備工事の分です。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) この分が何でなくなったのか、減額されたのか、その内容について深くお尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

一応、当初予算では事業費が 900 万、それで国・県補助金をトータルしまして 67.5%の補助金があるんですけれども、その補助残について起債を借りる予定だったんですけれども、今まで漁港の補助事業をやる時には一般公共債っていう起債を借りて一般財源に充ててたんですけれども、この強い水産業づくり交付金事業っていうのが交付金事業になってるもんですから、その一般公共債は借りれないということに、後ほど起債のヒアリングでなったそうです。それで、他に起債がないかということで、調査したらしいんですけれども、有利な起債が見当たらなかったということで、起債を借りるのを取りやめております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・議 会 費

議会費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・総 務 費

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 総務費 6 目・企画費の中で 13 節・委託料。離島留学調査研究業務委託料。これの内容についてお伺いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

この企画費は今回、離島活性化交付金の対象事業ということで取り組む事業でございまして、総合計画にも上げておりますけれども、離島留学の可能性について調査研究を行うということで、小中高一貫教育で今、小値賀町の教育をずっとやって、高校も存続するという話で今、推移しておりますけれども、10年後、20年後、その辺になりますとどうしても、やっぱり人口減少問題、昨日の話でもありましたけれども、そういったものにも取り組まなければいけないというふうに考えておりますので、先進事例等を訪問したり、また講師を呼んだりしてそういった研究を、この離島活性化交付金を使ってやろうということで、予算計上しております。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 以前に私も一般質問したことがあるんですけども、ただ、講師を呼んだり、研究に行ったりとか、そういうような内容と今、おっしゃいましたけども、何か研究業務委託という意味でですね、委託とはどういうことなのか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) できれば、大学の先生方の中にそういったことについて造詣の深い方もいらっしゃいますので、そういった大学を利用してそういったところにコーディネーターなりで入っていただいて事業を進めたいと思っております。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) ちょっと確認です。それは大学のほうに委託をするということでいいんですかね。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 確定ではございませんけども、そういう方向で今、事務を進めております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

宮﨑議員

3番(宮崎良保) 総務費の徴税費の過誤納還付金というのが 27 万 6,000 円、

23節でありますけども、この内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この分につきましては、法人町民税が予定納税ということで昨年納めてもらっておりましたけども、決算で大きく下がったという、そういう事業所がですね、1 件ございました。金額的にかなり大きかったもんですから、当初予算で10 万円、予算計上させてもらっておりましたけども、それでは、もうちょっと足りなかったもんですから、今回 27 万 6,000 円補正させていただいたという状況でございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 申し訳ない。もう1回委託料についてお伺いします。これ は高校ですね?

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 特に高校に限定してるわけではございません。

議長(立石降教) 小 注 議 員

6番(小辻隆治郎) 高校についてはですね、義務教育ではないので自由に離島留学も認めやすいというところもありましょうけど、小中学校になると父兄が同伴したりとかいうようなことが必要になります。そういう意味では、そういうことで含めた研究をするということですか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

研究でございますので、いろんな課題があろうかと思います。そういったのも含めていろんなケースで実際に実現可能なものっていうのをまた絞り込んでいかないといけないと思いますので、そういったことも含めてまず最初にいろいろと調査研究をすると考えております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

土川議員

5番(土川重佳) 11目・ふるさと創生事業の中の8節・報償費の若者定住奨励金の70万ですが、これは何名分のでしょうかね。説明をお願いいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

この若者定住奨励金につきましては、最近特に対象者の方がそういった情報を得て申請をされるというケースがちょっと増えておりまして、そういったことでちょっと余分に組んでおりますが、1 人 5 万円の定住奨励金ですから、14 人分を計上しております。

議長(立石隆教) 土川議員

5番(土川重佳) 今、課長の説明の中で退職者等っち…あ、対象者ね。退職者 じゃなか。ここは若者定住って書いてますけん、ちょっと意味が違うなと思い ましたので。これは UI ターン者ですね?

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 議員のおっしゃるとおりでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

岩坪議員

8番(岩坪義光) 6目の企画費の中の報償費、講師謝礼。先程、小辻議員が質問の中で、この留学関係の講師を呼ぶのかなと思い、ちょっと今聞きよっとですけども、それとその下の旅費ですね、20万。それと 19 節の補助金の中の旅費補助。これの内容説明もお願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

一応、計画としては、町内でそういったものを研究するグループ、行政と民間と合わせてそういったグループを立ち上げようというふうに考えております。その中で先進事例を調査に行くといったものも考えておりますし、逆に成功してるところの講師をお招きして、そういったことをこっちで学習する機会も設けたいと思っておりますので、そういった経費で講師謝礼と、そういった場合の民間の人の行く場合の旅費と、そういったものを計上しております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第3款・民 生 費

宮﨑議員

3番(宮崎良保) 社会福祉費のですね、3目・老人福祉費の、先程の足こぎ車の購入費について 100 万を計上すると、これは寄附金でするよということでお伺いをいたしました。この足こぎ車椅子についての内容の説明と、どのような狙いがあって購入するのか、また何台あってどこに設置するのか、伺います。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

この足こぎ車椅子購入費なんですけれども、足こぎ式車椅子と足こぎ三輪車椅子っていう 2 種類がありまして、ちなみに足こぎ式車椅子につきましては、歩行困難な方でもどちらかの足が動くようであれば自分の足でこげる可能性があって、もう 1 回、自分の足で行きたいところとかに行けるっていう車椅子です。それと足こぎ三輪車椅子ですけども、これはイメージとしてはですね、子ども用の三輪車があると思うんですけども、そのサドル部分が車椅子になっているというふうに思っていただければいいと思います。それで足こぎ車椅子の

ほうが 1 台あたり 30 万します。足こぎ三輪車椅子が 20 万しますので、それぞれ 2 台購入して、一応 100 万を計上しております。それと、車椅子をどこに置くかっていうことですけれども、介護予防センターのほうにですね、一応、置くようにしてて、今リハビリ教室とかってあってますので、そこで一応、デモ的にですね、使って、どういう効果があるかっていうのを試していきたいと考えております。効果としましては先程言いましたとおり、足の不自由な方でも自分で思うところに行けるようになるっていうのを目的というか、そういうことにしております。

議長(立石隆教) よろしいですか。何か続けてありますか。宮 﨑 議 員 3番(宮﨑良保) 将来的にはですよ、構外で、いわゆる地区から地区への移動 についても可能なのでしょうか。伺います。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

室内用と室外用がありまして、室外で移動することも可能ですけれども、安全面を考えるとですね、どういうふうになっていくかはちょっと、試しながら検討する必要があるかなと思っております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

末永議員

4番 (末永一朗) 8節の報償費の中で出生祝い金と 150 万ありますが、何名分か、また来年の 3 月のうちに何人ぐらい産まれるか、もし分かっていればお願いします。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

当初の段階では予備を含めて2名ほどを予定してたんですけども、6月以降に第3子以降を妊娠する者が増えておりまして、支給対象予定をですね、現在5名ほど対象となっております。3月中に5名産まれることになっておりますのでその分と、現在も6月までに1名の方がいましたので、実質6名なんですけども、ちょっと余裕を見て7名分を計上することにしまして、今回、足りない分の150万を計上させてもらってます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

岩坪議員

8番(岩坪義光) 民生費の中の1項・社会福祉費の4目・障がい者福祉費。 この中の扶助費の中の障がい者自立支援給付事業480万ばっかり上がってます けれども、これの内容をちょっと説明をお願いいたします。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

自立支援給付費についてはですね、障がいのある人の自己決定を尊重しまして、障がいのある方が自らサービスを選択して利用する仕組みになっておりま

して、介護給付とか機能訓練とか訓練給付とか地域生活支援事業その他のサービスがあるんですけども、当初 28 名の方が利用してたんですけども、現在 2 名増えまして、30 名の方がそういうサービスをですね、受けております。一人当たりの給付費が年間で約 300 万程度になりますので、30 名の 300 万ということで 9,000 万ほど必要となりますので、今回 480 万 4,000 円を増額させていただいております。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第4款•衛 生 費

衛生費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第5款・農林水産業費

宮﨑議員

3番(宮崎良保) 農業振興費の中のですね、13節・委託料。農産物加工場建設工事設計業務委託費ということで 900 万計上されておりますけども、この内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

これは町長からの提案理由の説明にもあったかと思いますけども、27 年度に 建設予定の農産物加工場にかかる基本設計等でございます。

議長(立石隆教) 宮崎議員

3番(宮崎良保) 27年度に造る農産物加工場工事に設計委託料ということでございますけども、この場所と規模的にはどのような感じで考えているのか、伺います。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) それも含めてですね、場所とか規模等の大きさとかも含めて、今回、設計を委託するということでございます。

議長(立石隆教) 宮﨑議員

3番(宮崎良保) わかりました。次にですね、畜産業費のかあちゃん牛ですね、 **30**万増額をしておりますけども、現在のかあちゃん牛の利用の進捗状況等についてお伺いをしたいと思います。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

まず補正のことについて説明をしますけども、当初予算で5頭分を用意して

おりましたけど、今回、7頭分ということで2頭分の30万円を補正させていただいております。現在、かあちゃん牛の、今借りてる残がですね、あと37件ございます。37頭でございます。

議長(立石隆教) 宮﨑議員

3番(宮崎良保) あと残りが 37 頭ということで、今回 2 頭分増額する必要があったのかどうか、その理由をお伺いします。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) その 37 頭というのはですね、今年度が始まるまでにあと 37 頭が現在、残っているということですね。かあちゃん牛で支出した分ですけど、37 頭分支出しているということで、今年度は当初予算で 5 頭分計上しておりましたけど、今回 7 頭分の 2 頭分を増やしたということでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 今の宮﨑議員の質問に関連して、13節の委託料ですけども、設計業務が900万ということは、仮に設計して本体工事は結構な金額になると思うんです。その際ですね、そういう無駄な投資をしないような、そういう事業計画をおそらく作ってると思うんですけども、作っておられますか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

事業計画といいますか、規模的には今から製品を造っていくわけですから、 その規模的なものも今から基本設計で行っていきますですね。だから金額的に は分かりませんけども、無駄なものを造る気持ちはありませんけど、そういう ことで事業計画といいますか、次年度に建物を建てるわけで、それを今から精 査すると、基本設計をしていくということでございます。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) これはですね、農産物の加工は、その加工品を、この前、斑で作ったように、誰かに試作品を作ってもらって、事業家するのは個人で勝手にしなさいというようなわけではないんでしょ?そこで農産物を持続的に加工し、そしてそれを販売していくという体制をとるわけですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) 斑の品物についてはですね、新商品、新しい加工品を開発するとこでございまして、今度はこれを製品化するところということでご理解いただきたいと思います。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 製品化するということは誰でも使ってもいいということなんですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) これは町長が何度も説明してると思いますけども、 公設民営ということで、そこで民間の方がそれを運営するという方針で、何回 も説明しているというふうに思っております。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) どうもその辺がよく分からない。官設民営は分かります。 誰かに任せて、そこで農産物の加工をするということまでは分かります。しか しその官設民営の民間の方がですね、専門に、その方が任された以上は、他の ものは入れないで自分たちで生産をしていくという形なんですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) 官設民営も公設民営も一緒のことだと思いますけども、その民間の方がそこを運営していくということで、普通の会社の運営と一緒ですね。委託した人が、する人がそこを運営していくということでございます。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) もう少し納得いかない。結局その民間の人はまだ選定しとるわけじゃないんでしょ。そして選定していないなら、何を作るか分からんのに工場みたいなとはできるんですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) なかなか話が噛み合いませんけども、斑のところでですね、商品開発をしますけども、その開発した商品を作るかどうかっちゅうのは、公設民営ですから、その民営で来た人が何を作るかっちゅうのはそこで決めるわけで、今から何をするかっていうのはまだ商品は決まっておりません。そういうことで、公設民営ということで、民間の方が、委託された方がそこで小値賀の農産物を使ってどういうものをするかっていうのを決めていくわけですので、今の段階ではそれを何をするかというのは、お答えすることができません。

議長(立石隆教) 課長、今の答弁っていうのは、噛み合ってないのはあなたの答弁の仕方が悪い。官設民営についての問いをしてるのではなくて、いわゆる、工場を建てるということになれば、何の加工場かということによってその加工場の造り方も、それから設備として必要なものも変わってくるでしょ。例えば、みんな乾かしたものを作りましょうという場合と、味噌とか何とかを使って漬物的なものを作りましょうというのは、自ずと工場のあり方は変わるわけですね。それをはっきり分かってない段階で工事の設計業務を委託するっていったら、委託された側は何をどう作ればいいかって分からないという状況があるから、そういうふうなことで前提となっている、はっきり何を作るのかということが決まらないと難しいんじゃないの、ということを言ってるんですね。

それについて答えてくれっていう話。いや、そうじゃないんだということであればその説明をしてくれればいい。 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) なかなか、今何を作るかというのははっきりしませんけれども、そのことも含めてですね、今、商品開発をしております。この基本設計の中でも、そういういろいろなアイディアが出てきてますので、それを作るのにはどういうふうな設備をするかという、中の機械器具のほうに入ってくると思いますけど、そういうふうなことを含めて、今度、設計をするということでございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) ちょっとまだまだ分かりにくいところがあるんですけれども、例えばですね、以前、船瀬の海水浴場に店を出すという形で厨房も造りました。しかし、なかなかやり手にそぐわない、そういう設備、おまけに厨房が狭いというようなことで、なかなかレストランをやるやり手が充分に使いこなせないというような形になっております。そういうわけで、設備を設けても使い勝手が悪いというような状況が結構、役所仕事にはあるようです。その辺も含めて業務委託をするのかどうか。しかし、これは補助金使うのかどうか、よう分かりませんけども、一般財源もおそらく使っていくでしょう。そういう意味ではですね、大きな金額になると思う。町の持ち出しがですね。そういう意味ではやはり慎重に検討していく必要があるのかなと思います。それで公設民営という形で1社だけに任せるのか、他にそれを間仕切りして何社かに任せるのか。その辺はどうですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

1社と言いますとちょっと語弊がありますけども、こういうふうなことをやるからということで、一応、公募をかける予定にしておりますので、1社とは限らず5社おればそこでその中から1社を選定するということになろうかと思います。それで、さっき言いました商品開発もですね、何を作るかということについても、今からいろいろとアイディアが出てきてますので、それを作るのに、どれとどれとどれを作るということで、施設の整備を行っていきたいというふうに考えておりますんで、その委託料を今回組ませていただいたということでございます。

議長(立石隆教) 今の答弁も少しおかしい。聞いてるのは1社に任せるのか、例えば大きな工場を間仕切りして数社に任せるのかということを聞いてるんで、入札をさせるだの何だのっていう話を聞いてるんじゃないんだよね。だからそれは、今の話は…。

(「休憩をお願いします」との声あり)

議長(立石隆教) じゃあ休憩します。

一 休 憩 午 前 11 時 57 分 一

一 再 開 午 前 11 時 59 分 一

議長(立石隆教) 再開します。

産業振興課長

産業振興課長(西村久之) 管理につきましては1社でございます。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) 確かにご指摘のこともあろうかと思いますけども、課長の説明の中でちょっと欠けてた分を補足をさせていただきますけど。先程から商品開発をしたということでありますけれども、そこの中のひとつ、まあピーナッツっちゅうのはおかげさんで長崎県の四季畑でしたか、あれにもなっておりますし、拡大をしております。そういうことでそこはまあ、今度新しい工場で管理をちゃんとする、品質管理もしなければいけませんので、そこの中の一角にピーナッツが入るのは間違いないと思います。それからまた、あと考えられることは、農産品の中で廃棄をしてるものが園芸部会に聞きますとかなりあるということでございますんで、例えばピーマン、ブロッコリー、そこら辺も加工しまして6次産業化に繋げていこうということでございますんで。ただ、管理につきましては、課長が言いますように、使うのは何社でも使えるような形にすべきだと思いますけども、管理についてはやっぱり1社に任せる必要があるかなと思います。そういうことで、ちょっと補足をさせていただきました。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) そういうのをね、1回文書にしてですよ、ちょっとこっちに知らせてもらわんば、どうも何か少し、まあ私の頭じゃ理解できないという話です。今ピーナッツと言いましたけども、つまり担い手も入ってくるわけですね?そうすると、6次産業化といいますけども、6次産業は生産者が販売までするということで、なかなかそういう形までいくのかなという疑問もあります。ということは中を間仕切ることもするということなんですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) そのとおりでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

(午後1時30分より、別室にて自由討議)

一 休 憩 午 後 12 時 2 分 一

一 再 開 午 後 2 時 58 分 一

議長(立石隆教) 再開します。

第5款の農林水産業費、ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第6款・商 工 費

浦 議員

7番(浦 英明) 当初予算で上げてた分 223 万、これがそっくりそのまま減額されておりますんで、この内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 人事異動に伴いまして、1名おりまして、そこで出していた職員を他の部署に異動させましたので、商工総務費のほうでは人件費が発生しないということで、落としております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 異動したということでありますけども、その異動した人はこの商工関係についても兼用でやるということではないんですか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 商工行政につきましては、水産業のほうで担当している職員が兼務をするということで、ここにおった者は別の部署で完全に離れております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

近藤議員

1番(近藤育雄) 3目の観光費なんですが、11節・需用費の中で印刷製本費が56万2,000円出てますけど、内容の説明をお願いいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 観光パンフレットの増刷で、7,000 部ほど増刷したいと考えております。観光プロモーションとかその他諸々で、パンフレットの出が非常に多いもんですから、そういうことで不足を生じているということで、追加することにしております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

商工費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第7款・土 木 費

土木費、ありませんか。

岩坪議員

8番(岩坪義光) 3項の1目ですね。住宅管理費の中の11節・需用費。150万ほど上がっておりますけども、当初でも310万ばかり上がって、新小浜町や旧小浜町の改修なんかをしていると思いますけども、今度のこの150万の内容説明をお願いいたします。

議長(立石隆教) 建設課理事

建設課理事(蛭子晴市) お答えいたします。

150万円の内容ですけれども、建設課のほうでは町営・町有住宅として98戸

を管理しております。その修繕料なんですけれども、入居者の退去に伴う内装工事とか、それが2軒及びシロアリ食害によるその対策ということで、それが2軒ありまして、そのために思わぬ修繕料がかかったというのが現状です。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第8款・消 防 費

消防費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第9款•教 育 費

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 質疑に入る前に教育長にお伺いをいたします。

教育長もご存知のとおり、今年度の4月に小学6年生、そしてまた中学3年生の全国一斉に、全員にですね、学力調査が行われたことはご存知だと思います。その中で8月25日の長崎新聞において、全国平均と県の平均というのが出ています。我が長崎県はですね、残念ながら昨年と同じく全国平均を下回っております。この公表については各自治体ごとにですね、前の段階では小値賀町教育委員会は公表しないということになっていたんですが、話に聞くと小値賀小学校並びに小値賀中学校も成績がよかったという話を聞いてますんで、できればですね、中学校、小学校の平均、テストがですね、全国的にどうだったのかという、これは公表できませんか。お願いします。

議長(立石隆教) ただ今の件については、大変、小値賀にとっては誇らしい ことでもある内容でもありますので、答弁を求めたいと思います。

教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 全国学力テストについてのお尋ねですけども、今、伊藤議員さんが言われましたように、本年度の4月に全国一斉に小学校の6年生と中学校の3年生を対象に実施をされました。教科は、小学校のほうが国語 A、国語 B、算数 A、算数 B という4種類のテストです。中学校のほうが国語 A、国語 B、数学 A、数学 B という4種類のテストです。この A、B というのは、Aは主に基本的な知識を問う問題です。それから B というのは応用力とか活用力を問う問題です。結果については、長崎県全体の平均正答率は、残念ながら今回は全国の平均よりも下回っていたんですけども、小値賀町の小学校については、国語 A、国語 B、算数 A、算数 B、4種類のテストとも全国平均を上回っていました。それから中学校においても同じように国語 A、国語 B、数学 A、数学 B、4種類とも全国平均を上回っていました。長崎県全体の平均正答率が全国の平均正答率を下回っていた中で、小値賀の小学校、中学校とも全て全国平均点

を上回っていたということは、ほんとに大健闘で、子どもたちもよく頑張ったんじゃないかなと思います。おそらく、自信をもっと付けさせてやりたいと思いますし、これからも学力向上に向けて取り組んでいきたいと思っています。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

宮﨑議員

3 番 (宮崎良保) 教育費の中で 11 節の需用費 30 万、修繕料が上がってます けども、この内容をお願いします。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 修繕料は中村の教員住宅のLPガスの安全装置の交換経費でございます。ガス管等が、潮風のせいもあると思うんですけど老朽化しておりまして、ガス漏れの心配がありますので計上させていただいています。

議長(立石隆教) 宮﨑議員

3番(宮崎良保) ありがとうございます。実はですね、2-3 日前、幼稚園の床下の工事があっておりました。その中で床だけ張り替えることで、修繕料で補うよということでありましたけれども、実は雨漏りが大変激しいと。柱のほうも何かこう、デッキの中に水が入って止められないということがありましたので、その辺の修繕については教育委員会ではどう考えているのか、伺いをしたいと思います。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 幼稚園、保育所の雨漏りについては、ずっと前から私も気になっていたんですが、なかなか雨漏れの箇所が発見できない状況です。私も何回か屋根に上ってみたんですけども、上に大きな排水溝が2つあります。その排水溝の1 つからどうも漏れているんじゃないかということで、この前は次長と一緒に屋根に上りまして、その排水溝を塞いでみたんですね。そしたらしばらくは止まったんですけど、次の雨の日はまた漏れてましたので、どこから漏れているのかな、と分からない状況です。次年度の当初予算では是非上げたいと思っています。

議長(立石隆教) 宮崎 議員

3番(宮崎良保) この前見たところによりますとですね、確かに今年度に入っても壁板を張り替えている。そこがもう腐っている状況なんですよね。ただ単に修繕だけでは収まらないのかなと思いますので、是非、当初予算の中でですね、徹底した改造も含めて予算計上していただければなと思いますので、その辺の考えをお願いします。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 是非、次年度当初予算で上げたいと考えています。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。 岩 坪 議 員

8番(岩坪義光) 宮﨑議員と質問が一緒のところがありますので、ちょっと

お聞きいたします。先程、宮﨑議員が質問の中で、今、幼稚園の床を修理しましたよね。この幼稚園の床修繕の金額ってどこに上がってるんでしょうか。それをちょっとお聞きします。

議長(立石隆教) 教 育 長

教育長(浦 幸一郎) 当初予算で修繕料 16 万組んでおりましたので、そこから出していると思っています。

議長(立石隆教) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

浦 議員

7番(浦 英明) 7目の世界文化遺産ですね。これの 13 節の委託料で 110 万上がっておりますけども、この内容については野崎の防災施設、そういったのに使うというふうに言われましたけども、これも先程ありました 900 万ですか、あれと同じでやっぱり、内容については答えできないのかなと思いますけども、あえて質問いたします。

議長(立石隆教) 副 町 長

副町長(谷 良一) 議員おっしゃるように、野崎島の防火施設と給水施設の 基本計画業務でございます。詳しいことは建設課長に説明させます。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) 今の説明で充分かなと思うんですけれども。現在ですね、旧野首教会の防火施設を、今、喫緊の課題ということで防火施設。それと学塾村に今送っています水と、それから野崎のほうにも水を送っているんですけれども、今の取水方式がですね、山の上のほうの表流水を取っております。表流水を取ってる関係上、やはりシカのし尿とかですね、そういうものも入る恐れがありますし、安定的な水の確保がちょっとできない状況になっております。それで今、学塾村の入村者には、できるだけ生水は飲まないようにということで、必ず飲まないようにということで、煮沸して飲んでる状況です。そういう中で、世界文化遺産とかそういうことになってくれば、お客さんもかなり増えてくるということで、やはりこの防火施設と給水施設をダムからの取水をしてですね、排水施設、それから浄化施設、そういう防火施設っていうようなことを全体的に考えて、今度この基本計画を立てて概算の事業費を、どのぐらいかかるんだっていうことを早めに掴んで、来年度予算要求にですね、使おうというふうに考えております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

教育費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第12款·諸 支 出 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。 質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。 5頁です。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号) を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第59号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第59号、平成26年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日9月11日は、定刻の午前10時から開議します。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

一 午 後 3 時 18 分 散 会 一